

(7-解雇予告手当)

申立ての趣旨及び紛争の要点

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、下記金員を支払う。

金 276,683 円 (下記紛争の要点3(3)の額)

☒ 上記金額に対する平成(令和)元年12月10日から支払済みまで
年 〇 %の割合による遅延損害金
との調停を求める。

紛争の要点

- (1) 労働契約の日 (平成) 令和27年10月1日
- (2) 仕事の内容 ア 業務 営業販売
イ 賃金 ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給 金 250,000 円を
毎月20日締め ☒ 当月末日限り支払う。
☐ 翌月 日限り支払う。
- 2 相手方は、次のとおり申立人を解雇した。
(1) 解雇予告 ☒ なし (即日解雇) ☐ あり (平成・令和 年 月 日)
(2) 解雇の日 平成(令和)元年11月30日
(3) 予告日の翌日から解雇日まで 0 日間 (A)
- 3 解雇予告手当の額 (口別紙のとおり)
(1) 平均賃金計算期間
平成(令和)元年8月21日 (締切日の3か月前の日) から
平成(令和)元年11月20日 (直前の給料締切日) まで 92 日間 (B)
(2) 計算期間内に支給された賃金総額 金 848,495 円 (C)
(3) 解雇予告手当 金 276,683 円 (口算出根拠は別紙のとおり)
$$\frac{\text{賃金総額 金 848,495 円 (C)}}{\text{平均賃金計算期間 92 日 (B)}} \times (30 \text{ 日} - 0 \text{ 日 (A)})$$

4 その他の紛争の要点

記載例と解説

「申立ての趣旨」には、あなたが希望する解決の内容を記載します。

- ・請求する解雇予告手当の額を記入します(紛争の要点3(3)に記載した金額と同じ金額を記載します。)
- ・遅延損害金を請求する場合は、☐に☒と記入し、その起算日(「解雇日の翌日」など)と利率を記入してください。

「紛争の要点」には、申立ての趣旨を理由付けるあなたの言い分などを記載します。

- 1(1) 相手方と労働契約を結んだ日(あなたが相手方の会社で働くことを約束した日)を記入してください。
(2) ア あなたが行っていた仕事の内容を簡単に記入してください。
経理事務、営業及び接客業務、運転業務、商品発注・陳列及びレジ業務…など
イ 賃金(給料)の支給方法(月給・日給・時給)と基本給の額を記入してください。
賃金(給料)の締め日と支給日(給料日)を記入してください。
- 2 あなたが相手方の会社から解雇された際の事情を記入します。
(1) 即時解雇(予告なしに解雇)された場合は、「口なし」に☒を記入してください。
解雇の予告があった場合は、「口あり」に☒とその日付を記入してください。
(2) あなたが実際に解雇された日を記入してください。
(3) 解雇の予告を受けた日から実際に解雇された日までの日数を記入してください(即日解雇の場合は「0日」となります。)
「雇用後3か月未満で解雇された場合」と「日給制・時給制・出来高払い」の場合は、別紙に(A)の日数を記入します。
- 3 解雇予告手当の額を計算します。
「雇用後3か月未満で解雇された場合」と「日給制・時給制・出来高払い」の場合は「口別紙のとおり」に☒を記入し、別紙に必要事項を記入します。
(1) 最後の給料の締め日から3か月前の日を記入します。
最後の給料締め日を記入します。
さらに、最後の給料締め日の3か月前の日から最後の給料の締め日までの日数(B)を記入します。
※ここに記入した日数(B)を下記の(3)の「平均賃金計算期間(B)」に記入します。
(2) 上記(1)に記入した期間内に支給された給料の総額を記入します。
(3) 下記の計算式により、解雇予告手当の額を計算して記入します。
「雇用後3か月未満で解雇された場合」と「日給制・時給制・出来高払い」の場合は「口算出根拠は別紙のとおり」に☒を記入し、別紙に必要事項を記入します。
 - ・「賃金総額」の部分には、上記(2)において計算した金額(C)と同じ額を記入します。
 - ・「平均賃金計算期間」の部分には、上記(1)において計算した日数(B)と同じ日数を記入します。
 - ・「30日 - 日」の部分には、紛争の要点2(3)において計算した日数(A)と同じ日数を記入します。

その他の紛争の要点には、紛争の背景やこれまでの交渉経緯などを自由に記載してください。
(記載例)

- ・相手方は、申立人に令和〇年〇月〇日までの支払いを約束したにもかかわらず未だ支払をせず、支払遅延の理由があいまいなため、調停の席上で遅延理由を再確認し、解決をはかりたい。
- ・申立人は相手方と令和〇年〇月〇日及び同年△月△日に本件解決のため話し合いを行ったが、申立人の主張する「・・・」の点と相手方の「・・・」という主張とが食い違い、解決に至らなかった。

(別紙)

雇用期間、締切日の有無等

☐ 雇用期間が1か月以上3か月未満で、賃金締切日有りの場合

平均賃金計算期間

平成・令和 年 月 日（雇入れの日）から

平成・令和 年 月 日（解雇日前日の直前締切日）まで

____日間（B）

計算期間内に支給された賃金 金____円（C）

☐ 雇用期間が1か月以上3か月未満で、賃金締切日無しの場合または、雇用期間が1か月未満の場合

平均賃金計算期間

平成・令和 年 月 日（雇入れの日）から

平成・令和 年 月 日（解雇日の前日）まで____日間（B）

計算期間内に支給された賃金 金____円（C）

平均賃金の計算

☐ 月給制

賃金の総額	円（C）	=	____円（F）
期間の日数	日間（B）		

☐ 日給制・時間給制・出来高払い・その他の請負制

賃金の総額	円（C）	×	$\frac{60}{100}$	=	____円（D）
計算期間内の勤務日数	日間				

賃金の総額	円（C）	=	____円（E）
期間の日数	日間（B）		

(D) と (E) の金額の大きい方 ____円（F）

1 解雇予告手当の額
 平均賃金の額 ____円（F）×（30日－（A）の日数 ____日間）
 = ____円

2 休業補償の額
 平均賃金の額 ____円（F）× $\frac{60}{100}$ ×（A）の日数 ____日間
 = ____円

★ この欄は、雇用期間が3か月未満で解雇された場合の「期間内に支給された賃金(C)」の金額を計算する際に記入します。

◎ 賃金の締め切り日がある場合は、ここに☑を記入してください。

- ・ 相手方の会社に雇われた日を記入してください。
- ・ 解雇日の前日からさかのぼって、直近の給与の締め切り日を記入してください。
この間の日数(B)を記入します。
- ・ (B)と同じ日数を、下記の「平均賃金の計算」の(B)部分に記入します。
- ・ (B)の「計算期間内に支給された賃金」の金額を、下記の「平均賃金の計算」の(C)部分に記入します。

◎ 賃金の締め切り日がない場合は、ここに☑を記入してください。

- ・ 相手方の会社に雇われた日を記入してください。
- ・ 解雇日の前日を記入してください。
この間の日数(B)を記入します。
- ・ (B)と同じ日数を、紛争の要点3(1)にある(B)の部分に記入します。
- ・ ここで計算された金額と同じ金額を、紛争の要点3(2)にある(C)の部分に記入します。

★ この欄は、「雇われてから3か月未満で解雇された場合」と「日給制・時給制・出来高払い」の場合の「平均賃金」を計算する際に記入します。

◎ 月給制で「雇われてから3か月未満で解雇された」場合は、ここに☑を記入してください。

- ・ 「賃金の総額」には、上記の(C)の「期間内に支給された賃金」と同じ額を記入してください。
- ・ 「期間の日数」には、上記の(B)と同じ日数を記入してください。
- ・ 賃金の総額÷期間の日数＝(F)となります。
ここで計算した金額と同じ額を下記1の「平均賃金の額」欄にも記入してください。

◎ 「日給制・時給制・出来高払い・その他の請負制」の場合は、ここに☑を記入してください。

- ・ 「賃金の総額」には、(C)の「期間内に支給された賃金」と同じ額を記入してください。
- ・ 「計算期間内の勤務日数」には、平均賃金計算期間のうち、実際に勤務した日数を記入してください。
- ・ この計算結果を(D)に記入します。
- ・ 「賃金の総額」には、(C)の「期間内に支給された賃金」と同じ額を記入してください。
- ・ 「期間の日数」には、(B)と同じ日数を記入してください。
- ・ この計算結果を(E)に記入します。
- ・ (D)と(E)の金額のうち、大きい金額を(F)に記入します。

◎ 「平均賃金」の部分には、上記で算出した(F)と同じ額を記入します。

- ・ 「(A)の日数」の部分には、紛争の要点2(3)で算出した日数(A)と同じ日数を記入します。
- ・ この計算結果が申立ての趣旨に記入される金額と同額になります（一部弁済がない場合）。

2 ※ この欄は使用しません。